

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第三十一号

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成二十八年秋田県規則第十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号その二中「又は~~保険業~~」を「、保険業又は貿易保険業」に、「保険業の」を「保険業又は貿易保険業の」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。